

会議の名称	令和5年第12回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和5年12月25日（月） 午後2時から 午後3時50分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 （1）第64号議案 農地法第3条の規定による許可申請について （2）第65号議案 農用地利用集積計画の決定について（通年） （3）第66号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について（通年） （4）第67号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について（期間） （5）第68号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について （6）第69号議案 農地法第5条の規定による許可申請について （7）第70号議案 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について （8）第71号議案 本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則の一部を改正する規則 （9）第72号議案 本庄市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程の一部を改正する訓令 （10）第73号議案 本庄市農業委員会委員章及び農地利用最適化推進委員章に関する規程 （11）報告第59号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について （12）報告第60号 農地法第3条の3の規定による届出について （13）報告第61号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

	<p>(14) 報告第62号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</p> <p>(15) 報告第63号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について</p> <p>(16) 報告第64号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>5 事務局連絡事項</p> <p>6 閉会</p>
配付資料	<p>1 令和5年第12回本庄市農業委員会総会議事日程</p> <p>2 令和5年第12回本庄市農業委員会総会議案</p> <p>3 資料1 (第71号議案・第72号議案)</p> <p>4 別紙 (親睦会規程関係)</p>
その他特記事項	
主管課	農業委員会事務局

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより、令和5年第12回本庄市農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、議事日程に従い進行させていただきます。</p> <p>はじめに、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和5年第12回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>(田端会長、あいさつ)</p>
事務局長	<p>本日の会議でございますが、出席の農業委員数が農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しております。それでは、以降の議事進行は、総会会議規則の規定により、田端会長にお</p>

	<p>願います。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。本日は坂爪委員、小賀野委員を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。まず、第64号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第64号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>第64号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容につきましては、2ページをお願いいたします。申請件数は、売買による所有権移転5件となります。</p> <p>農地の権利移動についての許可判断要件でございますが、農地法第3条第2項の規定により、全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件となっており、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと、許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町蛭川地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、坂爪委員でございます。</p> <p>次に、整理番号2でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、都島地内の畑1筆及び小島地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、塩原廣一委員及び塩原茂夫委員でございます。</p> <p>次に、整理番号3でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>次に、整理番号4でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、鈴木委員でございます。</p> <p>次に、整理番号5でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、鈴木委員でございます。</p>

	<p>す。</p> <p>整理番号1から整理番号5までの申請地位置図は、3ページから7ページまでとなります。全ての申請につきまして、受人の経営農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1から整理番号5までについて、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について、坂爪委員の報告を求めます。</p>
坂爪委員	<p>整理番号1について、18番、坂爪より報告させていただきます。12月21日午後1時頃、新井明夫推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1の地図をご覧ください。申請地はJA埼玉ひびきの児玉ライスセンターの南西約250メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。受人の年齢は67歳、本人の農業従事日数は300日です。農業従事者数は本人のみです。</p> <p>農機具はトラクター2台、動力噴霧器2台、耕うん機2台、トラック1台を所有し、コンバイン1台、田植え機1台、乾燥機1台をリースしており、経営力についての生産性は妥当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされておりました。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、塩原廣一委員及び塩原茂夫委員の報告を求めます。</p>
塩原廣一委員	<p>整理番号2について、5番、塩原より報告させていただきます。12月22日午後3時頃、戸塚推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-2-1の地図をご覧ください。申請地は旭小学校の西約250メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。受人の年齢は71歳、本人の農業従事日数は240日です。農業従事者数は本人と妻の計2名です。</p> <p>農機具はトラクター2台、軽トラック1台、耕うん機2台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされておりました。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
塩原茂夫委員	<p>続いて、6番、塩原茂夫より報告いたします。12月22日8時30分頃、亀田推進委員と現地確認調査を行いました。</p>

	<p>申請地の概要につきましては、5ページ3-2-2の地図をご覧ください。申請地は、いずみ保育所の北約150メートルに位置しております。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされておりました。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	整理番号3について、岡芹委員の報告を求めます。
岡芹委員	<p>9番岡芹より整理番号3について報告させていただきます。12月19日午前9時30分頃から、門倉推進委員、荒井推進委員と現地確認を行いました。また、受人の父親から聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書6ページ3-3の地図をご覧ください。申請地は児玉郡市広域消防本部中央消防署から南へ100メートルほどの場所です。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻りください。申請事由は売買です。渡人から農地を買い受けることになった理由は、農地が荒れたままになっており、渡人から地続きになっている関係で買い取っていただきたい旨の相談があり、譲渡に合意し申請に至ったものです。</p> <p>受人の年齢は44歳、本人の農業従事日数は350日です。農機具は、フォークリフト1台、管理機2台、土入れ機1台、軽トラック2台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。施設園芸でビニールハウス40アールに観葉植物を栽培しています。申請地は、事業拡大に伴いハウスを予定しています。また、耕作する田畑40アール全ての農地が保全管理されており、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。</p>
議長	整理番号4及び整理番号5について、鈴木委員の報告を求めます。
鈴木良美委員	<p>整理番号4及び整理番号5について、15番、鈴木より報告させていただきます。12月20日に事務局と受人へのヒアリングを実施いたしました。また、12月22日午後1時頃、鈴木誠推進委員と現地確認を行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書7ページ3-4・3-5の地図をご覧ください。申請地は飯倉集落農業センターの北東約250メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。受人の年齢は51歳、本人の農業従事日数は150日です。農業従事者数は本人のみ1名でございます。受人は、2～3年前から自宅近くの農地を借りて露地野菜を耕作しておりましたが、害獣が増えたことで不作に悩まされるようになりました。借地では思うように害獣対策ができないことから、農地の取得について検討していたところ、自宅から1kmの距離に売却意向のある農地があると知り、本申請に至ったとのことでした。</p>

	<p>農機具は、トラクター1台、草刈り機1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地の状況は保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第65号議案「農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程します。上程議案のうち、はじめに、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限に該当する、番号3番を除く案件について審議します。それでは、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第65号議案をご説明いたしますので、議案書8ページをお願いいたします。</p> <p>第65号議案、農用地利用集積計画の決定について(通年)、本議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、以降「改正法」と申し上げますが、改正法附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、別紙のとおり計画することの決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本計画は、改正法附則第5条の規定による、改正法の施行日の令和5年4月1日から起算して最長2年を経過する日の令和7年3月31日までは、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができるとした経過措置を適用し、本庄市が作成したものでございます。</p> <p>議事参与の制限に該当する案件を除く計画内容については、番号3番を除く9ページから21ページまでをお願いいたします。申請件数は、66件です。田48筆及び畑56筆の面積合計16万1,833平方メートルの利用権設定でございませう。</p> <p>農用地利用集積計画は、改正法附則第5条第1項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが決定の要件となっております。本庄市の基本構想は令和5年9月30日に変更されましたが、利用権設定等促進事業については、令和7年3月31日まで従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができると附則に規定されており、本計画はこの附則の規定が適用されるものでございます。</p>

	<p>本計画でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲など、変更前の基本構想に記載する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p>
永尾委員	<p>議案書10ページの6番について、冬季のみ本庄に来て耕作とあるが、夏場の草の管理等はどうなっていますか。</p>
事務局	<p>冬季のみ白菜の作付けをすると聞いております。夏場については雑草が生えないように保全管理が行われています。</p>
議長	<p>他に質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する番号3番を審議します。ついては、福島委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する番号3番をご説明いたします。計画内容については、9ページ及び10ページをお願いいたします。申請件数は、1件です。田4筆及び畑4筆の面積合計1万3,847平方メートルの利用権設定でございます。</p> <p>本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。福島委員の復席を許可します。</p>

	<p>(復席)</p> <p>次に、第66号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(通年)」を上程します。上程議案のうち、はじめに、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限に該当する、借受については番号21番及び番号22番、番号33番ないし番号36番、番号39番、番号86番、並びに、耕作者の変更については番号8番及び番号9番を除く案件について審議します。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第66号議案をご説明いたしますので、議案書22ページをご覧ください。</p> <p>第66号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(通年)、本議案は、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用集積等促進計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、以降「機構法」と申し上げますが、機構法第18条第3項の規定に基づき、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>農用地利用集積等促進計画、以降「促進計画」と申し上げますが、この促進計画は、改正法の施行日の令和5年4月1日より、主に地権者と耕作者が相対で貸借をする「農用地利用集積計画」と、農地中間管理機構が地権者から借り受け耕作者に配分する「農用地利用配分計画」が廃止され、「促進計画」に一本化されたものでございます。</p> <p>なお、促進計画に一本化をされてはおりますが、経過措置により、改正法の施行日から起算して最長2年を経過する日の令和7年3月31日までは、「農用地利用集積計画」を定めることができるものとされております。</p> <p>議事参与の制限に該当する案件を除く計画内容でございますが、26ページから31ページまでの借受については、番号21番及び番号22番、番号33番ないし番号36番、番号39番並びに番号86番を除く、申請件数84件、田40筆及び畑44筆の面積合計12万1,460平方メートルでございます。また、32ページの耕作者の変更については、番号8番及び番号9番を除く、田5筆及び畑2筆の面積合計9,457平方メートルでございます。</p> <p>促進計画は、機構法第18条第5項の規定に適合することが決定の要件となっております。本計画の内容でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p>

	<p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する借受に係る番号21番及び番号22番、並びに、耕作者の変更に係る番号8番及び番号9番を審議します。ついては、坂爪委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する借受に係る番号21番及び番号22番並びに耕作者の変更に係る番号8番及び番号9番をご説明いたします。計画内容でございますが、はじめに、借受に係る番号21番及び番号22番でございます。24ページ及び25ページをお願いいたします。申請件数は、2件です。田1筆及び畑1筆の面積合計7,185平方メートルの借受でございます。</p> <p>次に耕作者の変更に係る番号8番及び番号9番でございます。32ページをお願いいたします。申請件数は、2件です。田1筆及び畑1筆の面積合計4,242平方メートルでございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。坂爪委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する借受に係る番号33番ないし番号36番を審議します。ついては、鳥澤委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する借受に係る番号33番ないし番号36番をご説明</p>

	<p>いたします。計画内容でございますが、26ページをお願いいたします。申請件数は、4件です。田4筆の面積合計9,252平方メートルの借受でございます。</p> <p>本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。鳥澤委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する借受に係る番号39番を審議します。ついては、間正委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する借受に係る番号39番をご説明いたします。計画内容でございますが、26ページをお願いいたします。申請件数は、1件です。田1筆の面積1,494平方メートルの借受でございます。</p> <p>本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。間正委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する借受に係る番号86番を審議</p>

	<p>します。ついては、福島委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する借受に係る番号86番をご説明いたします。計画内容でございますが、30ページをお願いいたします。申請件数は、1件です。田1筆の面積938平方メートルの借受でございます。</p> <p>本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。福島委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第67号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(期間)」を上程します。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第67号議案をご説明いたしますので、議案書33ページをお願いいたします。</p> <p>第67号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(期間)、本議案は、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用集積等促進計画(案)に対しまして、機構法第18条第3項の規定に基づき、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、34ページから36ページまでをお願いいたします。申請件数は、28件です。麦作期間の借受でございまして、田24筆及び畑4筆の面積合計5万5,640平方メートルでございます。</p> <p>促進計画は、機構法第18条第5項の規定に適合することが決定の要件となっております。本計画の内容でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案に対しまして、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p>

	<p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第68号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第68号議案をご説明いたしますので、議案書37ページをお願いいたします。</p> <p>第68号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、本議案は、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、意見書を埼玉県知事に送付するため、別紙の農地転用許可後の計画変更申請について意見を求めるものでございます。</p> <p>計画変更申請の内容につきましては、38ページをお願いいたします。申請件数は、1件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。当初計画者及び継承者の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、計画変更後となりますが、児玉町児玉地内の田4筆及び畑18筆です。令和2年11月16日が許可日となっております。</p> <p>申請地位置図は、39ページをお願いいたします。転用目的については、当初計画及び変更計画とも工場用地であり、変更はございません。計画変更前の当初の開発計画により、市に帰属する道路部分をすでに分筆しているため、計画変更前と計画変更後で、筆数が異なっております。計画変更の理由については、当初計画者が工場の建設を目的として転用する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から事業業績が悪化し、感染拡大の終息後においても業績回復が見込めないことから、予定していた計画を断念したとのこととございます。そのような折、継承者から工場の建設を目的とした土地買い付けの申し込みと事業継承の意思表示があり、計画変更申請に至ったものでございます。</p> <p>なお、本議案の転用許可の意見書送付については、第69号議案の整理番号7で、ご審議をいただく予定でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p>

	<p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第69号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第69号議案をご説明いたしますので、議案書40ページをお願いいたします。</p> <p>第69号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、41ページ及び42ページをお願いいたします。申請件数は、賃借権1件、所有権移転3件及び使用貸借権3件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。41ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、傍示堂地内の田2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、資材置場用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、関根委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、43ページをお願いいたします。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。</p> <p>次に、整理番号2でございます。41ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南四丁目地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、長屋住宅用地です。用途地域は、第一種住居地域です。地区担当は、田島委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、44ページをお願いいたします。5-2については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。</p> <p>次に、整理番号3でございます。41ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南二丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅</p>

用地です。用途地域は、第一種低層住居専用地域です。地区担当は、田島委員でございます。

申請地位置図は、44ページをお願いいたします。5-3については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号2と同様の理由により、第3種農地における立地基準及び一般基準とも満たしており、本申請は許可相当であるものと判断しております。

次に、整理番号4でございます。41ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、岡芹委員でございます。

申請地位置図は、45ページをお願いいたします。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号1と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしており、本申請は許可相当であるものと判断しております。

次に、整理番号5でございます。41ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、長屋住宅用地です。用途地域は、第一種住居地域です。地区担当は、田端会長でございます。

申請地位置図は、46ページをお願いいたします。5-5については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号2と同様の理由により、第3種農地における立地基準及び一般基準とも満たしており、本申請は許可相当であるものと判断しております。

次に、整理番号6でございます。41ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町入浅見地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、小賀野委員でございます。

申請地位置図は、47ページをお願いいたします。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号1と同様の理由により、第2種農地における立地基準及

	<p>び一般基準とも満たしており、本申請は許可相当であるものと判断しております。</p> <p>最後に、整理番号7でございます。42ページをお願いいたします。整理番号7につきましては、さきほどの第68号議案においてご審議をいただきました整理番号1の案件となります。</p> <p>申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の田4筆及び畑18筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、工場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、48ページをお願いいたします。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号1と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしており、本申請は許可相当であるものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1から整理番号7までについて、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について、関根委員の報告を求めます。</p>
関根委員	<p>2番関根が報告させていただきます。12月19日午後1時頃、福島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書43ページ5-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は円満寺から、西へ約250メートルに位置しております。恐れ入ります、議案書41ページにお戻りください。申請目的は資材置場用地としての賃借権設定となっております。</p> <p>申請人は現在、本庄市日の出地内において建設業を営んでいます。現事業所の売却に伴い、事業所の縮小と移転の計画をしていたところ申請地の地権者からの承諾を得られたため、今回の申請に至りました。</p> <p>申請地は、代替わりをした息子の自宅から近く、管理がしやすく、安全であり最適であるとのことでした。</p> <p>以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われれます。農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われれます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号2及び整理番号3について、田島敏包委員の報告を求めます。</p>
田島敏包委員	<p>12番、田島より報告いたします。12月19日午前8時30分頃、宮部推進委員と現地調査を行いました。申請地の概要については議案書44ページ5-</p>

	<p>2の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は児玉南土地区画整理地内、〇〇〇〇〇から、南東へ約70mに位置しております。申請目的は長屋住宅用地としての所有権移転であります。</p> <p>申請人は現在横浜市に居住をしております。将来を見据え家賃収入による財政基盤の構築を考え、共同住宅の建設計画を具現化すべく計画をいたしました。申請地は、入居者の需要も考察するなか、資金の運用に目鼻がつき、地権者の承諾をいただいたので、申請に至ったと拝聴いたしました。</p> <p>申請地は第一種住居地域で、周辺農地及び水路等に、支障をきたす恐れは皆無と推測できます。委員各位の賢明なるご判断をお願いいたします。</p> <p>続いて、整理番号3について報告いたします。12月19日9時頃、宮部推進委員と現地調査を行いました。申請地の概要については議案書44ページ5-3の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は児玉南土地区画整理地内、〇〇〇〇〇の道路を隔てた北側に位置しております。申請地は自己用住宅用地として使用貸借権の設定であります。</p> <p>申請人は市内の借家に妻子と3人で生活を営んでおりますが、子どもの成長とともに手狭になり、お互いの実家に近いところを調査していましたら、両親から申請地への住宅建設の承諾をもらい申請に至ったと拝聴いたしました。</p> <p>申請地は、第一種低層住居専用地域で、周辺農地及び水路等に、支障をきたす恐れは皆無と推測できます。以上の事から、委員各位の賢明なるご判断をお願いいたします。</p>
議長	整理番号4について、岡芹委員の報告を求めます。
岡芹委員	<p>整理番号6について、9番岡芹より報告させていただきます。12月19日午前9時頃、荒井推進委員、門倉推進委員と現地確認及び申請代理人から聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては議案書45ページ5-4の地図をご覧ください。申請地は、国道462号線西富田歩道橋の信号交差点から西方向へ300メートルほどの場所で、道路北側延命地藏尊の進入路に沿った場所で住宅地のなかに位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書41ページにお戻りください。権利区分は使用貸借権です。現在、賃貸住宅に2人で住んでいます。今後結婚するにあたり、住宅を建築したいと考え土地を探していました。勤務先に近く、実家にも近いことから自己用住宅用地として申請に至ったものです。</p> <p>申請地周辺の状況は、北側は道路、東側と南側は住宅、西側は寺に囲まれた場所で、付近の農地に支障をきたす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われれます。以上、報告致します。</p>

議長	整理番号5について、私が議事進行のため、私に代わり同地区担当の倉野内推進委員からの報告を求めます。
倉野内 推進委員	<p>田端会長に代わりまして、倉野内が報告させていただきます。12月22日午後4時頃、田端会長及び受人代理人と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書46ページ5-5の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、白髭神社から、道路を隔てた南側に位置しております。申請目的は、長屋住宅用地としての所有権移転となっております。</p> <p>受人は現在、アパート経営を行っており、事業の拡大を計画しアパート建築に適した土地を調査していました。申請地は、入居者の需要も見込まれ、アパート建築に最適であると判断し、資金の目処もたったことから申請に至ったとのことです。</p> <p>用途地域は第一種住居地域で周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	整理番号6について、小賀野委員の報告を求めます。
小賀野委員	<p>整理番号6について、19番小賀野より報告させていただきます。12月18日午後4時頃、山本推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書47ページ5-6の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、入浅見金鑽神社から北東約200メートル、県道蛭川普済寺線の北にあります。恐れ入ります、議案書41ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての使用貸借権の設定でございます。受人と渡人の関係は、渡人は受人のおじです。</p> <p>申請人は、現在の住宅が公共工事に伴う用地買収を受けるため、母より実家のおじ名義の土地を勧められ、現在の住まいの近くのこの土地に自己用住宅を建築したいと考え今回の申請となりました。</p> <p>以上の事から、転用目的や必要性は妥当であると思われまます。現地について調査しましたところ、農地を分断し集団性に支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われまます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	整理番号7について、宮部延一委員の報告を求めます。
宮部延一 委員	<p>10番宮部より報告させていただきます。12月19日午後1時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書48ページ5-7の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は国道254号線沿い、千本桜工業団地内に位置しております。申請目的は売買による工場の建設です。</p>

	<p>受人は、大規模土木工事における給排水ポンプの製造、販売、メンテナンス、貸し出し等を行っており、上里町と神川町に製造工場があり、神川町に2か所、群馬県藤岡市に1か所資材置場を借りています。</p> <p>今回、上里町にある製造工場の老朽化に伴い、事業拡大も含め新たな工場の建設を計画していたところ、当該申請地で以前農地転用を受けた事業者がコロナ禍後も業績が回復しない等のことから、代わりに土地を譲り受け、新たに工場を建設することについて事業を引き継ぐことで合意することが出来たため申請に至ったとのことです。</p> <p>現在の上里工場は、製品を保管するための倉庫として利用し、神川町、群馬県に借地している資材置場を返却し、事業所を集約し業務の効率化を図るとの計画です。申請地は、上里町、神川町の事業所との行き来がしやすい立地のため、さらなる事業の拡大を見込め、最適の土地であるとのことです。</p> <p>以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われます。</p> <p>以上、ご報告します。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第70号議案「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について」を上程します。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第70号議案をご説明いたしますので、議案書49ページをお願いいたします。70号議案、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、本議案につきましては、農地法第30条第1項に規定する利用状況調査による遊休農地の判定に基づき、農地パトロールによる利用状況調査の結果、再生利用が困難と見込まれるものについて、農地に該当するか否かの判断の議決を求めらるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>対象地については、50ページから67ページまでをお願いいたします。対象件数は、270件です。土地所有者及び対象地は記載のとおりです。田23筆及び畑247筆の面積合計16万7,786平方メートルでございます。対象地位置図は、68ページから87ページまでとなります。</p>

	<p>農地に該当するか否かの判断でございますが、農地とは、農地法第2条第1項により、耕作の目的に供される土地をいい、その判断については、国が事務処理上の留意点等を示す技術的助言として、「農地法の運用について」を制定しており、農地法に基づく利用状況調査等を踏まえ、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判定した場合や、農地の所有者から農地に該当しないことの証明を依頼された場合において、農業委員会における農地に該当するか否かの判断を行う場合の条件等が示されております。</p> <p>また、農地パトロールによる利用状況調査等の結果、既に森林の様相を呈するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、調査後直ちに、農地に該当するか否かの判断の条件に基づき、「農地」に該当しない旨の判断を行うこととされております。</p> <p>その判断の条件でございますが、「農地として利用するには、人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地等、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地」であって、「基盤整備事業の実施等、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地」について、これよりご説明する2点、いずれかに該当するものは農地に該当しないものとされております。</p> <p>1点目でございますが、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、2点目といたしましては、1点目以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれる場合となっております。</p> <p>本委員会では、本年6月から8月にかけて、委員の皆さまには、それぞれの担当地区におきまして、農地パトロールによる利用状況調査を実施していただきました。この調査を基といたしまして、事務局により再確認を行い、その結果、対象地270筆は、いずれも森林の様相を呈しており、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判定された農地であり、土地所有者等の確認が取れているものでございます。</p> <p>なお、対象地の土地所有者及び相続人には、11月に農業委員会より「対象地を農地に該当するか否かの判断を行うことになる」旨の「非農地判断に係る事前通知」を送付しております。</p> <p>また、本議案において、「農地に該当しないもの」との議決をいただいた場合は、土地所有者等へ「非農地通知書」を送付するとともに、農地台帳から当該対象地を削除するものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p>

	<p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第71号議案「本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則の一部を改正する規則」を上程します。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第71号議案をご説明いたしますので、議案書88ページをお願いいたします。</p> <p>第71号議案、本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則の一部を改正する規則、本議案は、本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則、以降「規則」と申し上げますが、この規則について、農地利用最適化推進委員、以降「推進委員」と申し上げますが、推進委員の選任及び委嘱に関しての加筆など体系的に整理するほか、関係規程間における整合性の確保などを目的として、規則における規定の加筆、修正及び削除など所要の改正をしたいので、ご提案するものでございます。</p> <p>議案に同封させていただきました資料(第71号議案・第72号議案)をお願いいたします。本議案による改正でございますが、改正の内容が多岐にわたりますので、主な改正ポイントを、こちらの資料を基にご説明させていただきます。</p> <p>資料の1ページ、「農地利用最適化推進委員の選任・委嘱までの流れ」をお願いいたします。規則は、推進委員の推薦の求め及び募集の方法等に関しまして、農業委員会等に関する法律及び同施行規則、以降「法令」と申し上げますが、法令に定められるもののほか、必要な事項を定めるものでございます。右側の緑の枠内の内容が、現行の規則に記載されている範囲で、「募集の周知」から「推薦及び公募の実施」、「選考委員会による選考」、「総会での候補者の決定から通知」までが記載されているものでございます。その下の委嘱の同意議案は、特に規則等では記載は無く、改選後初日に議案として議決をいただいていたものでございます。</p> <p>緑枠の左隣、赤枠でございます。赤枠は、法令に基づく推進委員の募集から委嘱までの流れでございます。赤枠内、「応募者の審査委員会開催」及び「審査結果通知」とあるものは、すいません、調達した資料原本記載のものであり、「審査委員会」を「選考委員会」、また「審査結果」を「選考結果」に読み替えて頂ければと存じます。事務局では、本議案に係る現行の規則の規定を点検し、赤枠の「募集の周知」から「委嘱」までの過程について、本庄市農業委員会の各規程及び規則と照合した結果、推進委員の選任及び委嘱に関する規定、資料では破線</p>

	<p>以降の手続きに当たるものでございますが、こちらが不存在であることを確認いたしました。</p> <p>推進委員の選任及び委嘱に関しましては、各規則及び規定におきまして適用の不備があっても、法令の要件を満たしていれば、その効力は認められるものではございますが、関係法令をはじめ本庄市農業委員会の各規程及び規則間の整合性を確保し、推進委員の委嘱を含めた選任過程を明確化することは、公正な職務の執行及び適正な行政の運営に関しまして必須であることから、本議案を提出させていただいたものでございます。</p> <p>改正後の規則でございますが、法令に基づき、赤枠内の募集の周知から委嘱までの過程について、現行の規則を基に体系的に整理したものでございます。2ページから5ページをお願いいたします。こちらが、改正後の規則でございます。赤字が加筆及び修正箇所となります。各箇所ごとの説明は省かせていただきますが、各条文は選任過程に基づき再構成されております。</p> <p>また、規則の題名でございますが、規則は推進委員の選任に関して必要な事項を定めることを目的としていることから、題名を「本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則」から、「本庄市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」と改めさせていただくものでございます。参考といたしまして、6ページから9ページまでが現行の規則となりますので、ご参照頂ければと存じます。</p> <p>最後に、議案書に戻りまして88ページをお願いいたします。下から7行目、附則でございますが、施行期日を規定するもので、公布の日から、本議案のご承認をいただきますと本日令和5年12月25日となりますが、公布の日から施行することとするものでございます。</p> <p>なお、令和6年2月の改選に係る推進委員の募集に関し、推進委員の募集要項では、11月下旬に「候補者として決定した旨」を、推薦を行った者、推薦を受けた者及び応募した者に通知するとしておりましたが、次の第72号議案とともにご承認をいただきました際には、一か月遅れとはなってしまいますが、改正後の規則に基づき、選考結果の通知、いわゆる選考委員会により推進委員の適格者として選出された旨の通知を発送する予定となっております。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p>
間正委員	<p>改正前の規則では文言整理をしていなかったために、選考委員会が決めた候補者に選考結果の通知も出せないことになっていた。今回、事務局側で骨を折ってもらい、整理がされたことについて感謝申し上げるとともに賛成したいと</p>

	<p>思います。</p>
議長	<p>他に質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第72号議案「本庄市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程の一部を改正する訓令」を上程します。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>第72号議案をご説明いたしますので、議案書95ページをお願いいたします。</p> <p>第72号議案、本庄市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程の一部を改正する訓令、本議案は、本庄市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程、以降「規程」と申し上げますが、規程について、推進委員の任務及び任期に関する加筆などを体系的に整理するほか、関係規則間における整合性の確保などを目的として、規程の加筆、修正及び削除など所要の改正をしたいので、ご提案するものでございます。</p> <p>議案に同封させていただきました資料の10ページ及び11ページをお願いいたします。本議案による改正でございますが、こちらも改正の内容が多岐にわたりますので、主な改正ポイントを、改正後の規程並びに12ページ及び13ページの改正前の規程を基にご説明させていただきます。</p> <p>規程でございますが、推進委員候補者の選考に関しまして、法施行規則第11条第3項に規定する委嘱過程の公正性及び透明性を確保するために講ずる必要な措置として、本庄市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会、以降「選考委員会」と申し上げますが、選考委員会の設置及び運営について必要な事項を定めるものでございます。</p> <p>改正のポイントでございますが、3点ございます。まずは1点目、10ページ第2条でございます。併せて12ページ改正前の規程の第2条のご参照をお願いいたします。改正前の規程では、条文見出しを「所掌事務」、所掌事務とは一定の部署における担当事務をいうものですが、この第2条について、条文見出しを「任務」とし、選考委員会の責任において果たすべき役目及び職務として、選考に関し何をするのかを号建てで削除及び加筆したものでございます。</p> <p>次に2点目でございます。改定前の規程では、選考委員会委員の任期についての規定がございませんでした。このため、10ページ第5条、条文見出しを</p>

	<p>「任期」といたしまして、その任期を加筆したものでございます。</p> <p>次に3点目でございます。規程の題名でございますが、規程の内容につきましては、「設置」のみならず「運営」に関しましても記載されております。このことから、題名を「本庄市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程」から、「本庄市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置及び運営規程」と改めさせていただくものでございます。</p> <p>最後に、議案書に戻りまして95ページをお願いいたします。下から7行目、附則でございますが、施行期日を規定するもので、公布の日から、本議案のご承認をいただきますと本日令和5年12月25日となりますが、公布の日から施行することとするものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p>
間正委員	<p>この問題も改正前の規則が文言整理をしていなかったために、事務的に不備が生じていた。これも事務局で骨を折ってもらい文言整理をしてもらいましたので、賛成したいと思います。</p>
議長	<p>他に質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第73号議案「本庄市農業委員会章及び農地利用最適化推進委員章に関する規程」を上程します。</p>
事務局	<p>第73号議案をご説明いたしますので、議案書100ページをお願いいたします。</p> <p>第73号議案、本庄市農業委員会委員章及び農地利用最適化推進委員章に関する規程、本議案は、本庄市農業委員会委員、以降「委員」と申し上げますが、委員及び推進委員のはい用する本庄市農業委員会委員章及び農地利用最適化推進委員章、以降、合わせまして「委員章」と申し上げますが、委員章にしまして、必要な事項を定めたいので、ご提案するものでございます。</p> <p>「はい用する委員章」、身体に付けて用いる委員章を意味するものでございますが、委員章の役割は、身に着けている人が有する職務、この場合、「委員」あるいは「推進委員」でございますが、職務を示すことでございまして、一般的に言われるメリットといたしましては、周囲の人が委員章を見て、その人の立場が理解できることにございます。</p>

	<p>委員章でございますが、その購入は市の一般会計予算から支出され、消耗品として位置づけられるもので、委員の皆さまにおかれましては市長から任命された時に、また、推進委員の皆さまにおかれましては農業委員会から委嘱された時に配布及び貸与させていただいております。</p> <p>これまで、本庄市農業委員会には委員章に関する運用ルールがございませんでしたが、令和6年2月の委員改選を踏まえ、貸与及び返納の原則に立ち返り、運用ルールを策定し、令和6年2月10日より運用を開始、言い換えますと、改選後の委員からの規程の適用に向けまして、策定をお願いするものでございます。</p> <p>議案書101ページをお願いいたします。本議案による規程の策定でございますが、ポイントとなる部分につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>はじめに第2条でございます。委員章は全国農業会議所が指定する共通委員章とし、会長は農業会議会議員章、委員の皆さまは農業委員章、推進委員の皆さまは推進委員章とし、左襟部又は左胸部にはい用、身につけるものとしてしております。はい用につきましては「ものとする。」と規定しておりますので、「しなければならない。」よりも弱いニュアンスを持たせており、「できるだけ職務中は身につける」という趣旨でございます。</p> <p>第3条は任期中の貸与と任期満了による返納を規定したものでございます。第5条は紛失または損傷の場合についての規定でございます。</p> <p>恐れ入りますが、議案書100ページをお願いいたします。下から8行目、附則でございますが、施行期日を規定するもので、改選後の委員の任期開始の日から、令和6年2月10日となりますが、任期開始の日から施行することとするものでございます。</p> <p>なお、現在の委員の皆さま及び推進委員の皆さまに配布させていただいた委員章でございますが、もしお手元にあるようであればございましたら、次回総会後の感謝状贈呈式、事務局連絡事項でご案内させていただきますが、贈呈式終了後に返納をお受けしたいと考えております。繰り返しとなりますが、もしお手元にあるようでしたら、ということでお願いしたいと考えております。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p>

	<p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>以上で、議案審議を終了します。続きまして、報告があります。事務局より説明を願います。</p>
事務局長	<p>はじめに、報告第59号をご説明いたしますので、議案書102ページをお願いいたします。</p> <p>報告第59号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、103ページをお願いいたします。専決処分件数は、2件です。農地中間管理機構である埼玉県農林公社が仲介し、農地売買等支援事業の実施により農地の権利を取得する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって農業委員会の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第60号をご説明いたしますので、議案書104ページをお願いいたします。</p> <p>報告第60号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、105ページをお願いいたします。専決処分件数は、4件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第61号をご説明いたしますので、議案書106ページをお願いいたします。</p> <p>報告第61号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、107ページをお願いいたします。専決処分件数は、2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第62号をご説明いたしますので、議案書108ページをお願いいたします。</p> <p>報告第62号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、109ページをお願いいたします。専決処分件数は、6件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第63号をご説明いたしますので、議案書110ページをお</p>

	<p>願います。</p> <p>報告第63号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり提出された報告書を受理したのでご報告いたします。</p> <p>受案件数は、3件です。報告書は111ページから116ページまでのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権等の権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。</p> <p>続きまして、報告第64号をご説明いたしますので、議案書117ページをお願いいたします。</p> <p>報告第64号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理しましたのでご報告いたします。</p> <p>通知内容については、118ページから122ページまでをお願いいたします。受案件数は、32件です。農地の賃貸借について合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程5、事務局連絡事項でございます。</p> <p>(事務局長説明)</p> <p>以上をもちまして、令和5年第12回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p>

令和5年第12回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和5年12月25日(月)					
開催場所	本庄市役所 大会議室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後3時50分					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	欠席
3	金井 章夫	出席			高橋 公仁	出席
4	福島 公博	出席		旭	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	出席		北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席			荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	出席			宮部 豊徳	欠席
11	永尾 路子	出席		金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	出席			鈴木 幹雄	欠席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	出席		秋平	福田 光男	欠席
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席	○		木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席	○	共和	新井 明夫	出席
本庄	細野 林之助	出席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席
	福島 正紹	出席				

説明員

事務局長	中西 太
局長補佐兼農地調整係長	高群 邦人
総務係長	飯川 佳紘
農地調整係主任	新井 靖子
農地調整係主事	江森 憲太
総務係主任	大和亜寿未

書記

局長補佐兼農地調整係長 高群 邦人